

決議事項

- 一 作業時々の所管制ノ旨あり
- 一 公休日給料支給
- 一 一ヶ月割リノ旨ありスルニ付給料減額セラル
- 一 従来ノ際ノ事書ヲ本件ニ添付スル
- 一 労働団体ノ承認

(甲日七)

本件ニ関シ板橋火災製造所従来ノ組合ニ付
 ナル作高時短縮ニ付ノ収入減額ニ付スル旨
 策ニ付四月七日組合長長門要三ノ横山副
 組合長外五名會合決議結果一般従業員
 ノ収入減ハハ一階苦痛トスル所ナルニ陸軍大臣ノ囑
 ナル旨ニ公休日及大祭日ニ付ケル日給ハ之ヲ支給スル

極致ニ付ト非公式ニ言明セラルトイリ
 労働組合初ニ出ルル却テ安否ナリトシ
 重傷者ノ形勢ヲ親理スルニ付(四月九日)
 本件ノ労働會王ノ支部員五十名並其妻嘉利ハ
 二 提出セリ

- 一 本廠ハ兵器ヲ製造スル所ニシテ國家的見地ヲ最
 モ重大ナル責務ヲ帯フル工場ナル因テ五三ハ大ニ
 感謝シテ居ル次第ナリ
- 二 本廠ノ令固作業中ノ一時間短縮セリトモ事
 ニ就テハ五三同意ノ満足スル所ナレ共之カ為ニ収
 入ノ減額セラル棉々セリトシ
- 三 本廠短縮ニ就テハ五三事務員ヲ要スル所ナレ共